



筆界特定の手続に関する通知

下記1の筆界特定の手続について、不動産登記法第140条第1項の規定に基づく下記2の関係人に対する下記3の通知を、同法第140条第6項の規定により準用する同法第133条第2項の規定により掲載する。

令和8年6月1日

広島法務局筆界特定登記官



記

- 1 筆界特定の手続の表示
手続番号 令和7年第26号
対象土地 呉市広白石三丁目12255番
同所12256番
- 2 関係人の氏名
上谷勝己相続人上谷光男
- 3 通知をすべき事項
 - (1) 筆界特定の手続に係る意見聴取等の期日の開催の通知
 - (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。